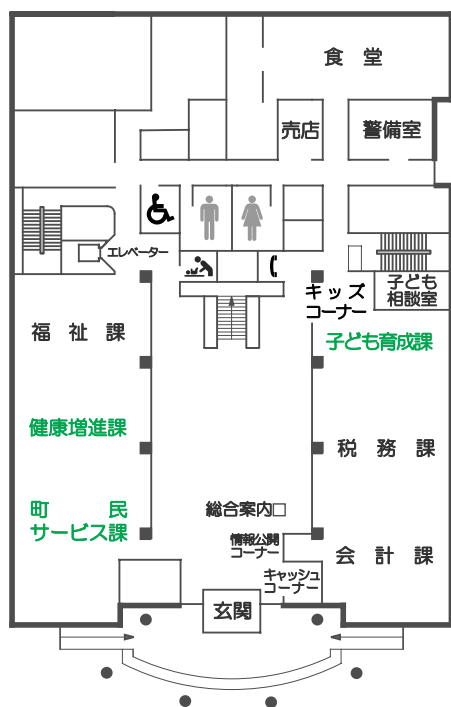


# 4月1日から町の行政組織が変わります



## 1 階

### 町民サービス課

- 戸籍・住民基本台帳・外国人登録の記録・管理
- 戸籍・異動届等の受理、証明書等の交付
- 印鑑登録の記録・管理・証明書等の交付
- 埋火葬許可
- 要望・陳情等の受付
- 人権等各種町民相談業務
- 女性行政
- 葉山町災害見舞金の支給、ボランティア保険の請求
- 草津温泉協定旅館宿泊助成
- 交通安全対策、防犯対策
- 諸証明等宅配サービス

### 子ども育成課

- 子育て支援
- 子育て相談、小児の健康相談
- 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当
- 青少年会館・児童館の管理運営
- 保育所の入所

### 会計課

- 現金・有価証券の出納・保管
- 決算の調整

### 健康増進課

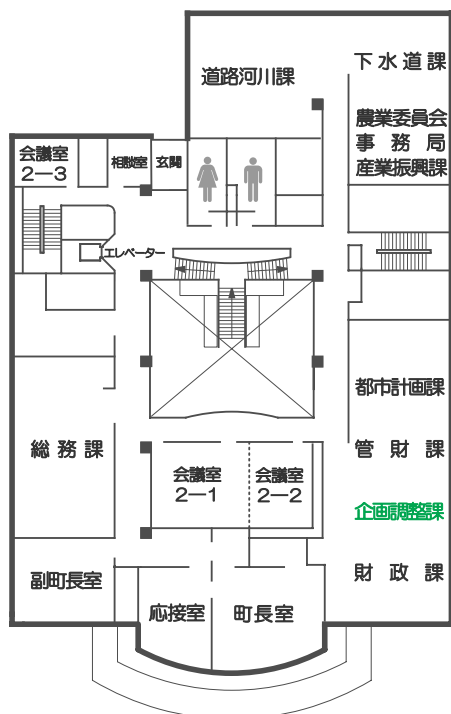
- 国民健康保険
- 国民年金、福祉年金
- 老人医療
- 保健センターの管理運営

### 税務課

- 町民税、軽自動車税
- 原動機付自転車の登録・廃車
- 所得・非課税・納税・固定資産評価等の諸証明
- 固定資産税、都市計画税
- 町税の収納・納付相談

### 福祉課

- 生活保護世帯の援助
- 障害者への給付・支援
- 老人ホームの入所、各種福祉サービスの実施
- 戦没者遺族等の援護
- 町民いこいの家の管理運営
- 災害援助
- 町営住宅の管理
- 介護保険



## 2 階

### 総務課

- 町長・副町長の秘書
- 職員の人事・給与・服務等
- 条例・規則等の制定・改廃
- 文書の管理・取扱指導
- 議会の招集・議案の作成
- 姉妹都市・国際交流

### 財政課

- 予算の編成、財政状況の公表
- 財政計画、資金計画
- 契約の執行
- 検査
- 入札参加資格業者の調整・登録

### 企画調整課

- 政策の立案・総合調整
- 国・県等への要望・連絡調整
- 総合計画の策定・進行管理
- 地方分権・広域行政
- 国勢調査などの指定統計
- 行政組織の事務分掌
- 情報公開及び個人情報保護
- 広報紙の発行、広報板の管理

### 管財課

- 公有財産の取得・処分・管理
- 庁舎の維持管理
- 公共施設的设计・工事監理
- 国土利用計画法、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出
- 町の境界・行政区域・字区域の調整

### 都市計画課

- 都市計画区域・地域地区等の決定・変更
- 建築確認申請の経由
- 風致地区内行為申請、近郊緑地保全区域内行為届出の経由
- 一般公園、児童遊園の維持管理
- 開発行為・宅地造成の協議

### 産業振興課

- 観光の振興
- 商工業の振興
- 農林水産業の振興
- 海水浴場の開設
- 海岸美化・公衆トイレの維持管理
- 町民農園事業
- 労働行政

### 農業委員会事務局

- 農地の権利移転や貸借権
- 農地の転用
- 農地の利用関係
- 農業者年金
- 行政庁への建議・答申
- 農業の振興と農業者の相談
- 相続税納税猶予制度

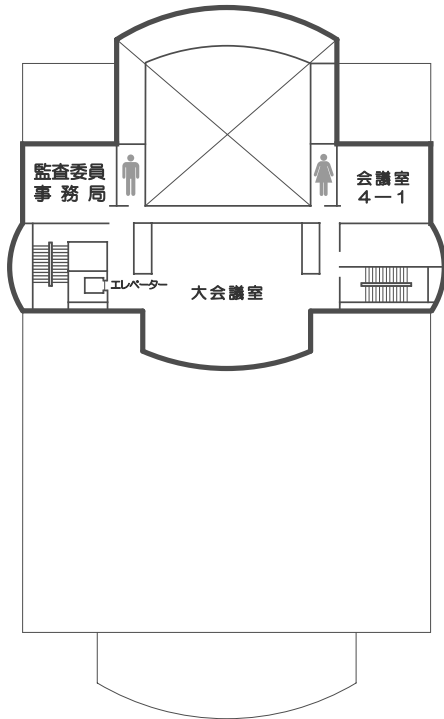
### 下水道課

- 下水道事業の普及・促進
- 葉山浄化センター・葉山中継ポンプ場の維持管理
- 公共下水道施設の維持管理

### 道路河川課

- 町道の認定・廃止・変更等
- 町道の査定
- 町道の占用・掘削の許可
- 道路・橋りょうの新設改良・維持管理
- ガードレール・カーブミラー・街路灯の整備新設
- 急傾斜地、地すべり、砂防

## 4 階



### 監査委員事務局

- 町の財務・事務執行の監査
- 決算審査
- 定期監査

## 3 階

### 選挙管理委員会事務局

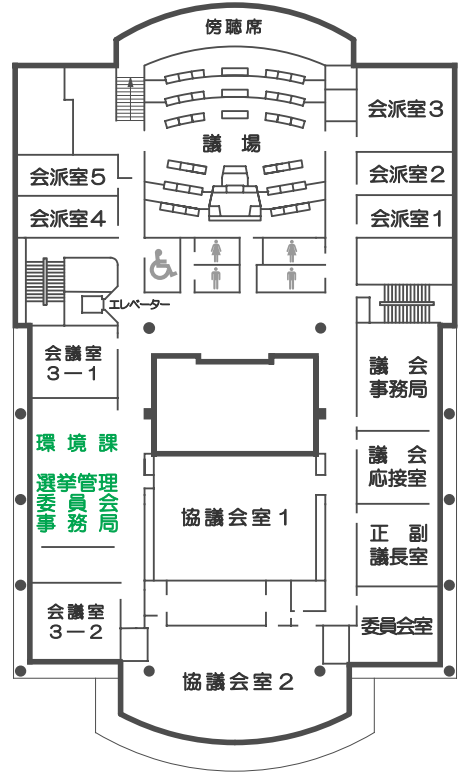
- 選挙の執行・啓発
- 選挙人名簿の調製

### 環境課

- 環境保全対策
- 環境美化・公害防止対策
- 公害の調査、苦情等
- 不法投棄の防止
- 自然保護、緑化対策
- 鳥獣の捕獲、飼養許可等

### 議会事務局

- 庶務及び議事に関する事項
- 町議会の傍聴
- 会議録の調整・保管
- 議会広報誌の発行



※教育委員会は、保育園・教育総合センター2F（消防署隣）に移転しました。

### 固定資産価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市町村長がその価格を決定し、固定資産課税台帳に登録されます。この登録された価格について、町内に固定資産（土地・家屋）を有する納税者の人は、自己の土地・家屋の価格と町内の他の土地・家屋の価格を比較できるよう、毎年四月初日から第一期の納期限までの間（平成十九年は、四月二日から五月一日まで）に、固定資産価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。

#### ● 縦覧帳簿の内容

① 土地 所在、地番、地目、地積、評価額

② 家屋 所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額等

※縦覧帳簿のコピーはできません。

#### ● 縦覧期間及び場所

期間 四月二日（月）から五月一日（火）まで（土日祝日を除く。）

八時三〇分から十七時まで

場所 税務課窓口（役場庁舎二階）

#### ● 縦覧できる人

ア 固定資産税の納税者  
イ 納税者と同居の親族や納税管理人  
ウ 納税者から委任を受けた代理人（委任状を持参した人）

#### ● 縦覧に必要なもの

本人確認ができるもの（納税通知書、運転免許証、健康保険証など）

### 固定資産評価審査委員会への審査申出

固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、台帳に登録した旨の公示の日（縦覧の開始日）から納税通知書の交付を受けた日後六〇日までの間に固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

### 家屋を取り壊した人へ

昨年中に家屋を取り壊した人で、その家屋が未登記であった場合や滅失登記をまだしていない場合は、直ちに税務課までご連絡ください。

問合せ 税務課 ☎内線二五六・二五七

### 四月からミックスペーパーの収集回数の変更を実施します

四月二日（月）から、収集の効率化を図るために、今まで燃えるごみの日（週二回）に行っていたミックスペーパーの収集回数を週一回に変更します。

燃えるごみの収集日が月・木曜日地域

ミックスペーパー収集日 木曜日

燃えるごみの収集日が火・金曜日地域

ミックスペーパー収集日 金曜日

収集回数変更の対象はミックスペーパーのみです。生ごみなど、その他の燃えるごみ・燃えないごみ・ペットボトル・容器包装プラスチックの収集日・回数に変更はありません。

問合せ 環境課 ☎内線四五二